（都市利便増進施設）

**第十二条の九**　法第四十六条第二十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

（居住者等利用施設）

**第十二条の十**　法第四十六条第二十六項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

（滞在快適性等向上区域の周知）

**第十二条の十一**　法第四十六条第二十八項第一号（同条第二十九項において準用する場合を含む。）の規定による周知は、滞在快適性等向上区域の区域について、インターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法で行うものとする。

（市町村決定計画及び計画決定期限の公告）

**第十三条**　法第四十六条第二十八項第二号（同条第二十九項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の定める方法で行うものとする。

一～三　（略）

（都市再生整備計画の作成等の提案）

**第十四条**　法第四十六条の二第一項又は第二項の規定により都市再生整備計画の作成又は変更の提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に都市再生整備計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。

（公園施設設置管理協定の内容）

**第二十一条の二**　法第六十二条の三第二項第十三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　一体型事業実施主体等が公園管理者に対して行う公園施設設置管理協定の実施状況についての報告に関する事項

二　その他公園管理者が必要と認める事項

（特定路外駐車場の設置の届出）

**第二十一条の三**　法第六十二条の九第一項（法第百六条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第七の二による届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一　特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二　次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ　特定路外駐車場の区域

ロ　特定路外駐車場の自動車の出口（自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この口において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下同じ。）及び入口（自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下同じ。）

（都市利便増進施設）

**第十二条の二**　法第四十六条第十六項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

（居住者等利用施設）

**第十二条の三**　法第四十六条第十七項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

（新設）

（市町村決定計画及び計画決定期限の公告）

**第十三条**　法第四十六条第十九項後段（同条第二十項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の定める方法で行うものとする。

一～三　（略）

（都市再生整備計画の作成等の提案）

**第十四条**　法第四十六条の二第一項の規定により都市再生整備計画の作成又は変更の提案を行おうとする都市再生推進法人は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に都市再生整備計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。

（新設）

（新設）